

利用団体登録の更新について

公民館登録団体は4年に1度更新の必要があります。

※ただし、主に高校生以下の方で構成される青少年団体登録は1年ごとに更新が必要です。

提出期限：5月2日（月）

次の団体は登録できません

- ① 運営や活動を講師等指導者が行い、その講師等指導者に謝礼を支払っている団体（講師等指導者が団体の構成メンバーであっても、代表者、連絡担当者、会計責任者等の実質的な役割や公共施設の予約等を講師等指導者が行う場合、講師等指導者による「教室」運営とみなします。）
- ② 固定されたメンバーのみで活動を行う団体、入会できる人が極めて限られている団体（市民に開かれた団体とみなされません。）
- ③ 会員の親睦交流のみを活動の目的とした団体（社会教育などの推進に努める団体である必要があります。）

更新手続き

公民館利用登録団体としての趣旨及び登録要件を満たしていることを確認するため、下記の書類を公民館窓口に提出してください。書類不足・記入漏れ・記入事項に誤り・虚偽があった場合等は、申請を受け付けることができませんのでご注意ください。

また、申請後に誤り・虚偽が判明した場合や登録要件を満たしていないことが確認された場合には登録を取り消すことがあります。

提出するもの

- ① 公民館利用団体登録申請書（第1号様式）（指定用紙）
- ② 会員名簿（申請書裏面に記載。※正確に記入してください。既存の名簿等、別の形式の名簿を提出される場合は、申請書裏面の内容がすべて記載されていることが必要です。必ず会員全員分の住所・電話番号をご記入ください）
- ③ 狛江市公民館団体登録チェックシート（指定用紙）